○軽度生活援助事業の手続きの流れ

１　軽度生活援助事業利用申請書の提出

利用申請書は長寿いきがい課、各行政センターにあります。
市のホームページからダウンロードも可能です。
提出は郵送でも受け付けております。
来庁できない方には申請書を郵送いたしますので、
長寿いきがい課（０４８－５２４―１３９８）までご連絡ください。

【申請書提出先】
●長寿いきがい課（本庁舎１階７番窓口）　●大里行政センター　市民福祉係
●妻沼行政センター　福祉係　●江南行政センター　市民福祉係

↓

２　軽度生活援助事業委託業者によりアセスメント調査を実施します。

利用申請書を提出していただいた後、軽度生活援助事業の委託業者からお電話がありますので、アセスメントの日程調整を行ってください。業者が自宅に訪問し、身体や日常生活の状況、緊急連絡先等についてお聞きします。

↓

３　書類審査後、ご自宅等に利用承認決定通知書が送付されます。

※利用条件に該当しないと、軽度生活援助事業が利用できないことがあります。

↓

４　軽度生活援助事業の委託業者に連絡をしてください。

軽度生活援助事業の委託業者と日程調整を行った上で、サービスの利用開始となります。
利用料金は当日に現金でお支払いください。

利用料金：１時間３００円　※材料費等実費については自己負担となります。
利用限度：月４時間、年３０時間が上限
利用時間：平日の午前８時３０分から午後５時まで